

令和 7 年

第 11 回阿波市農業委員会総会議事録

阿波市農業委員会

## 令和7年第11回 阿波市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年11月25日(火)午後1時30分～午後2時10分

2. 開催場所 阿波市役所3階大会議室

3. 出席委員 (17名)

1番 米澤 実

2番 片岡 寛之(副会長)

3番 板東 由裕

4番 赤松 晃一

5番 糸谷 徳文(中立委員)

6番 新見 正美(会長)

7番 坂東 満二郎

8番 江東 幸和

10番 天満 仁

11番 森本 定

12番 古本 義春

13番 大村 敏信(副会長)

14番 金山 敬治

15番 竹内 正法

16番 篠原 安博

18番 十川 昭夫

19番 十川 幸利(会長職務代理者)

4. 欠席委員 (2名)

9番 唐渡 義伯

17番 武澤 守

5. 議事録署名委員

18番 十川 昭夫

2番 片岡 寛之

## 6. 議事日程

- 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について（委員会処分）
- 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について（知事処分）
- 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について（知事処分）
- 第4号議案 農用地利用集積等促進計画の意見聴取について（諮問）
- 第5号議案 非農地通知について
- 第6号議案 地域計画の変更に係る意見聴取について（諮問）

報告第1号 使用貸借による解約書について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

## 7. 農業委員会事務局職員

事務局長 伊坂典恭  
係長 原田裕人  
係長 原田昂  
主事補 植原諒

## 8. 会議の概要

午後1時30分 開会

### 【事務局】

ただ今から、令和7年第11回阿波市農業委員会総会を始めさせていただきます。着座にて進行させていただきます。はじめに、新見会長からご挨拶を申し上げます。

### 【議長】

みなさんこんにちは、本日は何かとお忙しい中、総会にご出席をいただき、誠にありがとうございます。日の暮れるのが一段と早くなり、気温の低下とともに空気も乾燥してまいりました。体調管理には、十分気を付けて頂きまして、お仕事や委員活動に励んでいただきたいと思います。それでは、簡単なご挨拶ではございますが、総会のほうに移らせていただきたいと思います。着座にて進行させていただきます。

**【議 長】**

それでは、会議を始めます。ただ今の出席委員数は、17名で定足数に達しておりますので、これより令和7年第11回阿波市農業委員会総会を開会いたします。

**【議 長】**

続きまして、議事録署名者を決定したいと思います。議長より指名することにご異議ございませんか。

(「異議なしの声」あり)

**【議 長】**

それでは、指名させていただきます。議事録署名者には、18番十川委員、2番片岡委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

**【議 長】**

本日の議案は、第1号から第6号までの6議案となっております。また、報告事項につきましては、第1号から第2号までの2件となっておりますので、議案審議終了後、事務局よりご報告いたします。なお、発言のある方は、挙手の上、議長の許可を受けてから、発言をしていただくようお願いいたします。それでは、審議に入らせていただきます。

**【議 長】**

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について(委員会処分)を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局(原田) 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請(委員会処分)についてですが、今月の申請は、13件です。内訳としまして売買が9件、競売による売却が1件、贈与が3件です。すみませんが着座にて説明させていただきます。

はじめに案件番号1、地図は、1ページ、2ページをご参照ください。申請内容は議案書のとおり。地目は田、面積は482㎡ 契約内容は、売買となっております。

ります。申請地は譲受人の住まいの西側に位置し、土地の管理に苦慮する土地所有者と話がまとまり申請に至りました。譲受人と親族が農作業に従事し、水稻を作付予定です。現在は露地野菜を作付けされています。

続きまして案件番号2、地図は、3ページから7ページまでをご参照ください。申請内容は議案書のとおり。地目は全て田、面積は併せて2,644㎡ 契約内容は、贈与となっております。土地所有者は農地を相続しましたが県外に在住しており土地の管理に苦慮していました。申請地の近隣に住む譲受人と話がまとまり申請に至っております。譲受人で水稻を作付け予定です。

続きまして案件番号3、地図は8ページから14ページまでをご参照ください。申請内容は議案書のとおり。現状地目は田及び畑、面積は併せて2,568.04㎡ 契約内容は、贈与となっております。譲受人は譲渡人と親戚に關係であり、譲渡人が県外の在住することから農地の管理に苦慮する状態が続いていました。この度、譲受人が譲り受けする話がまとまり申請に至りました。今後は譲受人が農業に従事し水稻を作付け予定です。

続きまして案件番号4、地図は15ページから17ページまでをご参照ください。申請内容は議案書のとおり。現状地目は全て田、面積は併せて1,357㎡ 契約内容は売買となっております。農地の管理に苦慮する譲渡人と話がまとまりこの度の申請に至りました。譲受人は養豚を営んでおり飼料用米を作付け予定です。

続きまして案件番号5、地図は18ページ、19ページをご参照ください。申請内容は議案書のとおり。地目は田及び畑、面積は併せて1,201㎡ 契約内容は、売買となっております。案件番号4と同じく農地の管理に苦慮する譲渡人と話がまとまり今回の申請に至りました。飼料用米を作付け予定です。

続きまして、案件番号6、地図は、20ページから22ページまでをご参照ください。地目は全て田 面積は併せて4,950.36㎡ 契約内容は、競売による売却となっております。今回の申請は8月の阿波市農業委員会総会にて審議して頂いた案件で申請者が落札されたため3条での申請に至りました。今後はミニトマト、苺を栽培予定とのことです。

続きまして案件番号7、地図は23ページ、24ページをご参照ください。申請内容は議案書のとおり。地目は全て田、面積は併せて854㎡ 契約内容は、売買となっております。農地の管理に苦慮する譲渡人と話がまとまりこの度の申請に至りました。譲受人により維持管理していく予定です。

続きまして案件番号8、地図は25ページ、26ページをご参照ください。申請

内容は議案書のとおり。地目は田、面積は724㎡ 契約内容は、売買となっております。農地の管理に苦慮する譲渡人と話がまとまり今回の申請に至りました。今後は譲受人でネギを作付け予定です。

続きまして案件番号9、地図は27ページから29ページまでをご参照ください。申請内容は議案書のとおり。地目は全て田、面積は併せて1,702㎡ 契約内容は、売買となっております。農地の管理に苦慮する譲渡人と話がまとまり今回の申請に至りました。今後は譲受人で水稻を作付け予定です。

続きまして案件番号10、地図は30ページ、31ページをご参照ください。申請内容は議案書のとおり。地目は畑、面積は2,086㎡ 契約内容は、売買となっております。今回の申請は、経営方針の変更により法人から個人所有に変更するものです。引き続き譲受人が農業に従事し養鶏、陸稲の作付けを行う予定です。

続きまして案件番号11、地図は32ページ、33ページをご参照ください。申請内容は議案書のとおり。地目は田、面積は135㎡ 契約内容は、贈与となっております。譲渡人、譲受人の夫婦間でそれぞれ農地の権利を持っていましたが、今回の申請で譲受人に権利を集約するものです。引き続き農業に従事し水稻を作付け予定です。

続きまして案件番号12、地図は34ページから36ページをご参照ください。申請内容は議案書のとおり。地目は全て畑、面積は併せて2,606㎡ 契約内容は、売買となっております。譲渡人は県外に在住し農地の管理に苦慮していましたが売買の話がまとまり今回の申請に至りました。今後は譲受人で水稻、レタスを作付け予定です。

続きまして案件番号13、初めに訂正をすみませんをお願いします。譲受人の名前が地図と議案書で「●●●」となっておりますが正しくは「●●●」の間違いですので訂正をお願いします。地図は37ページ、38ページをご参照ください。申請内容は議案書のとおり。地目は全て田、面積は併せて1,457㎡ 契約内容は、売買となっております。譲受人は農業を始めたいと思い現在農業大学に通っています。土地の管理に苦慮する譲渡人と話がまとまり今回の申請に至りました。しばらくは譲渡人から指導を仰ぎ水稻を作付け予定です。

以上、説明しました案件については、機械、労働力、通作距離及び周辺地域との関係も問題がなく、農地法第3条第2項各号の不許可事由には該当せず、資格要件をすべて満たしているものと思われまます。以上、説明を終わりますので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

**【議 長】**

ただ今、事務局から説明がありましたが、担当委員に現地調査をしていただいておりますので、補足説明をお願いします。番号1番から5番を16番篠原委員にお願いします。

○16番（篠原委員）16番篠原です。案件はたくさんありましたけど、事務局の説明どおり全員の方が耕作に困っている状況であります。1番は、譲渡人が困っており、譲受人が今まで耕作してました。2番は、譲渡人が県外におり、帰ってこないの困っておりました。3番も県外におり、帰る予定がないので、贈与ということになりました。4番については、譲受人が経営拡大することと、譲渡人は困っていたということでございます。5番も困っていたといことで、いずれも問題ないと判断いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**【議 長】**

ありがとうございました。つづきまして、番号6番を14番金山委員にお願いします。

○14番（金山委員）14番金山です。この土地はもともと蘭を栽培するため作ったハウスがありましたが、休耕になっていました。管理ができず大変だったので、譲受人が購入することになり、問題ないと思います。

**【議 長】**

ありがとうございました。つづきまして、番号7番を12番古本委員にお願いします。

○12番（古本委員）12番古本です。11月21日に現地確認に行きました。丁度譲受人が整地をしており、クローバーを植える予定です。何ら問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**【議 長】**

ありがとうございました。つづきまして、番号8番は、事務局の通り問題ないと、9番唐渡委員から報告を受けています。

**【議 長】**

つづきまして、番号9番を7番坂東委員にお願いします。

○7番（坂東委員）7番坂東です。現地調査で、譲渡人と譲受人の両方に聞き取りをして何も問題なかったなので、大丈夫だと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**【議 長】**

ありがとうございました。つづきまして、番号10番を私、6番新見が説明します。

○6番（新見委員）概要につきましては、事務局の説明の通りで、申請者が前回の申請を出していた隣接地で、税の軽減のため法人から個人に変更することなので、問題ないと思います。

**【議 長】**

つづきまして、番号11番を4番赤松委員にお願いします。

○4番（赤松委員）4番赤松です。案件番号11番に関して、23日に現地確認を行ないました。問題ないと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**【議 長】**

ありがとうございました。つづきまして、番号12番を3番板東委員にお願いします。

○3番（板東委員）3番板東です。現地確認聞き取りをしました。もうすでにレタスの植え付けもされておりました。何ら問題ないと思いますので、ご審議よろしくお願いいたします。

**【議 長】**

ありがとうございました。つづきまして、番号13番を1番米澤委員にお願いします。

○1番(米澤委員) 1番米澤です。譲渡人が体調を崩して農業ができないことで売却することになりました。何ら問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【議 長】

ありがとうございました。事務局並びに担当委員から、第1号議案について説明がありました。これについて質疑はございませんか。

(「質疑なしの声」あり)

【議 長】

質疑がないようなので、本案を承認することに異議ありませんか。

(「異議なしの声」あり)

【議 長】

異議なしと認めます。従いまして、第1号議案については、原案どおり許可することに決定しました。

【議 長】

次に、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について(知事処分)を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局(原田) 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について(知事処分)を説明いたします。着座にて説明させていただきます。

それでは番号1まず初めに訂正をお願いします。申請地の転用面積が1105㎡の内0.37になっていますが正しくは2091㎡の内0.3㎡です。すみませんが訂正をお願いします。申請の所在地は、議案書のとおり地目は、田 転用面積は、2,091㎡の内 0.3㎡ 転用目的は、「営農型太陽光発電施設・一時転用・更新・3年間」です。地図資料39ページから40を合わせてご参照ください。申請地は、阿波町の「阿波市立 林小学校」から南東へ約750mに位置する農地で、阿波市農業振興地域整備計画における農用地区域内農地です。本申請は、当初令和2年5月に営農型太陽光発電施設の3年間の一時転用許可を受けており、こ

のたび、2回目の更新申請を行うものです。太陽光設備を設置する者及び実際に営農する者は、土地所有者でもある●●●が実施しています。栽培作物は、「みょうが」を作付しています。太陽光発電設備下部での「みょうが」の栽培の影響については、生育への悪影響はなく、想定している遮光下の条件でも、十分な収量が確保できるとの意見が有識者である「徳島県農業協同組合」から添えられております。施設の概要ですが支柱の高さは、最低地上高として2.6mで、農林水産省の基準を満たしており、十分な作業空間を確保していると思われま。収量についてですが、「みょうが」の地域単収は、平成元年度の徳島県立農業試験場が発行した試験結果の資料により、10アール当たり403kgです。目標数量は、10アール当たり577kg、地域単収に対し、約143%の収穫を予定しております。直近の令和6年度の実績でも約111%の収穫実績があります。次に、労働力の確保についてですが、転用者で営農を行っています。また、繁忙期には、徳島市の●●●に依頼し、作業員を確保しています。また、出荷先についてですが、すきとく市へ出荷しています。なお、3年間の一時転用ということや、転用終了後の原状回復計画書なども添付されていることから、周辺の農地には影響がないものと思われま。令和元年5月に許可を受けて以降、安定的な出荷もされています。今年度は、申請者が夏場体調を崩され、みょうがの出荷は無いと聞いています。現在は体調も回復されたとのことですので、今回の更新も問題がないと思われま。申請地は、一時的な利用に供するために行うものとある第1種農地の不許可の例外規定に該当します。事業計画については適当と認められますので、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われま。

次に番号2申請の所在地は、議案書のとおり地目は、田 転用面積は、1,105㎡の内0.37㎡ 転用目的は、「営農型太陽光発電施設・一時転用・更新・3年間」です。地図資料41ページから42を合わせてご参照ください。申請地は、吉野町の「中央広域環境センター」から北へ約340mに位置する農地で、農業公共投資の対象となった農地のため第1種農地と判断します。申請地は、一時的な利用に供するために行うものとある第1種農地の不許可の例外規定に該当します。本申請は、当初令和4年8月に営農型太陽光発電施設の3年間の一時転用許可を受けており、このたび、1回目の更新申請を行うものです。太陽光設備を設置する者、及び実際に営農する者は、土地所有者でもある●●●が実施しています。栽培作物は、「みょうが」を作付しています。太陽光発電設備下部での「みょうが」の栽培の影響については、生育への悪影響はなく、想定している遮光下の条件でも、十分な収量が確保できるとの意見が有識者である「徳島県農業協同組合

の営農指導員」より添えられております。施設の概要ですが支柱の高さは、最低地上高として2mで、農林水産省の基準を満たしており、十分な作業空間を確保していると思われま。収量についてですが、「みょうが」の地域単収は、平成元年度の徳島県立農業試験場が発行した試験結果の資料により、10アール当たり403kgです。目標数量は、10アール当たり323kg、地域単収に対し、約80%の収穫を予定しております。申請地での収穫量は令和6年が100kg、令和7年が328.5kg、10アールあたり約74%の収穫実績です。次に、労働力の確保についてですが、転用者本人と転用者の妻の計2名で営農を行っています。また、繁忙期には、「シルバー人材センター」に依頼し、作業員を確保しています。また、出荷先についてですが、石井町の(株)阿波食ミュージアム、居酒屋などへ出荷しています。なお、3年間の一時転用ということや、転用終了後の原状回復計画書なども添付されていることから、周辺の農地には影響がないものと思われま。令和4年8月に許可を受けて、みょうがの作付けは3年目であり、申請者自身も苦戦しながらも収量を増加させてきており、3年間の一時転用ということや、転用終了後の原状回復計画書なども添付されていることから、周辺の農地には影響がないものと思われま。事業計画については適当と認められますので、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われま。

以上、第2号議案につきましては、その他、必要書類も添付されています。事務局の現地調査等も問題ありません。農地法第4条第2項の許可要件を満たしていると思われま。ので、ご審議のほどよろしくお願ひします。

#### 【議 長】

ただ今、事務局から説明がありましたが、担当委員に現地調査をしていただいておりますので、補足説明をお願いします。番号1番を18番十川委員にお願いします。

○18番(十川委員)18番十川です。事務局の説明通り今回更新ということで、みょうがを作付けしています。営農型目標も十分達成しているので、何ら問題ないと思います。ご審議よろしくお願ひします。

#### 【議 長】

ありがとうございました。つづきまして、番号2番を4番赤松委員にお願いします。

○4番（赤松委員）4番赤松です。案件番号2番は、1,105㎡のうち0.37㎡ということで、現地調査しました。問題ないと思われまますので、よろしく願いいたします。

**【議 長】**

ありがとうございました。事務局並びに担当委員から、第2号議案について説明がありました。これについて、質疑はございませんか。

（「質疑なしの声」あり）

**【議 長】**

質疑がないようなので、本案を承認することに、異議ありませんか。

（「異議なしの声」あり）

**【議 長】**

異議なしと認めます。従いまして、第2号議案については、原案のとおり、許可相当として、県知事に意見を送付することに決定しました。

**【議 長】**

次に、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について（知事処分）を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局（原田）続きますして第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について（知事処分）を説明いたします。

番号1番 申請の所在地は、議案書のとおり地目は、田 面積は、併せて277㎡ 転用目的は、「駐車場」で、「所有権移転」です。地図資料の43ページを併せてご覧ください。申請地は、吉野町の「阿波市立一条小学校」から北へ約550mに位置する農地で、農業公共投資の対象となっていない小集団で生産性の低い農地から、第2種農地であると認められます。転用者は併せ利用地に住居を構えております。宅地のほとんどが建物で家族の車を駐車するにも手狭で不便であり、また転用者自身は運送会社勤めで大型トラックのドライバーで、配車のローテーションや翌日の目的地によっては自宅から出発したり、自宅に直接帰宅することもあります。そのため、自家用車、仕事用トラックの駐車スペースが欲し

いと考えていたところ土地の管理に苦慮していた所有者と話がまとまりこの度の申請にいたりました。土地の造成等については、表土を 20cm 取り除いた後 20cm 盛土し転圧する計画であり、周囲には既存壁があるため土砂の流出はないものと思われます。取水及び排水は発生せず、雨水は敷地内で地下浸透させるため、周辺の農地には影響がないものと思われます。

以上、第 3 号議案の案件につきましては、その他、必要書類も添付されています。事務局の現地調査等も問題ありません。農地法第 5 条第 2 項の許可要件を満たしていると思われますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。

**【議 長】**

ただ今、事務局から説明がありましたが、担当委員に現地調査をしていただいておりますので、補足説明をお願ひします。番号 1 番を 1 番米澤委員にお願ひします。

○ 1 番（米澤委員） 1 番米澤です。先ほど事務局がご説明あった通り何ら問題ないと思ひますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

**【議 長】**

ありがとうございました。事務局並びに担当委員から、第 3 号議案について説明がありました。これについて、質疑はございませんか。

（「質疑なしの声」あり）

**【議 長】**

質疑がないようなので、本案を承認することに、異議ありませんか。

（「異議なしの声」あり）

**【議 長】**

異議なしと認めます。従いまして、第 3 号議案については、原案のとおり、許可相当として、県知事に意見を送付することに決定しました。

**【議 長】**

次に、第 4 号議案 農用地利用集積等促進計画の意見聴取について（諮問）を

議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局（植原）第4号議案 農用地利用集積等促進計画について、ご説明いたします。この計画は、農地中間管理事業の推進に基づく農地の貸し借り等の申し出について、市町村がとりまとめたもので、農業委員会への諮問、決定を経て、その効果を生じさせるという手続きの流れになっておりまして、今回、令和7年11月18日付け阿農振第781号で阿波市長より諮問を受けております。それでは、別途お配りしております、「令和7年農用地利用集積等促進計画第11号」をご覧ください。7ページを開いていただきますと、全体の契約件数となっており、49件 135筆 総面積150,814.91㎡の利用集積となっております。内訳としましては、更新で賃貸借が、53筆 56,688.00㎡。使用貸借が、26筆 30,880.91㎡。次に、新規で賃貸借が、48筆 54,584.00㎡。使用貸借が、8筆 8,662.00㎡。なお、解約者につきましては、8ページをご覧ください。13件 31筆 27,413.00㎡ となっております。

以上、今回諮問の農用地利用集積等促進計画につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると思われまので、ご審議のほどよろしく願いたします。

【議 長】

ただ今、事務局から説明がありましたが、質疑はありませんか。

（「質疑なしの声」あり）

【議 長】

質疑がないようなので、第4号議案について、承認することに異議ありませんか。

（「異議なしの声」あり）

【議 長】

異議なしと認めます。従いまして、阿波市長から諮問のありました、第4号議案 農用地利用集積等促進計画の意見聴取については、承認し、計画については、「適当」との意見を付し、市長に提出することに決定しました。

**【議 長】**

次に、第5号議案 非農地通知についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局（植原）第5号議案 非農地通知についてご説明いたします。それでは、別途お配りしておりますA4の資料「非農地通知一覧表」をご覧ください。今年8月に実施した農地の利用状況調査、いわゆる「農地パトロール」において、現況が森林のように常態化になっている農地が対象となります。「農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知」に基づき、申請のありました非農地として判断する条件でございますが、①雑木が複数存在し、全体的に山林化している農地 ②鳥獣被害も多く、一部が山林化しており、山林に接している農地 ③小さくて異形であり、復元しても継続して利用することが見込まれない農地でございます。一覧表記載は、本人からの申し出がありました候補地でございます。対象者が11名 42筆の農地の非農地候補であります。担当する推進委員さん及び農業委員さんと個別に現地調査、最終確認を行いました結果、このたび復元して利用するのは難しいものと判断し、一覧表にある筆の土地について、非農地通知を実施したいと考えます。また、非農地とするものの内、備考欄に赤字で「吉野川北岸土地改良区受益地」と記したものの、一覧表の番号1、番号4 番号5 番号7 番号10の土地が該当しております。吉野川北岸土地改良区の受益地であるため、地区除外の手続きが必要となる農地です。こちらにつきましては、所有者の方に除外決済金の支払い等、地区除外の手続きに応じていただけます場合に非農地通知を行うということで、ご承認をいただけたらと思います。以上、説明を終わりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**【議 長】**

ただ今、事務局から説明がありましたが、質疑はありませんか。

（「質疑なしの声」あり）

**【議 長】**

質疑がないようなので、本案を承認することに異議ありませんか。

（「異議なしの声」あり）

**【議 長】**

異議なしと認めます。従いまして、第5号議案については、原案どおり承認することに決定しました。

**【議 長】**

次に、第6号議案 地域計画の変更に係る意見聴取について（諮問）を議題といたします。農業振興課の説明を求めます。

○農業振興課（中倉）失礼いたします。農業振興課の中倉と申します。よろしくお願ひいたします。それでは本日、議案におきまして、「意見の聴取」をお願いしております、「阿波市地域計画の変更」について説明いたします。こちらは農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、今年3月末で作成したものです。内容はこれから10年後を見据えて地域で管理していく農地の面積を定めて、農地の管理方法や農地の集約化などについて記載したもので、阿波市では小学校区を基準に10地区分を作成しております。本日の変更案では、農地転用を申請するため地区内の農地面積を変更するものと農地中間管理機構を利用した農地の貸し借りや解約などが行われたために集積率と各農業者ごとの経営面積を更新するものについて変更したいと考えております。なお、変更箇所については赤字で記載しており、かっこがあるものについてはかっこの中が変更前の数字となっております。以上、大変簡単ではございますが、議案の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

**【議 長】**

ただ今、農業振興課から説明がありましたが、質疑はありませんか。

（「質疑なしの声」あり）

**【議 長】**

質疑がないようなので、第6号議案について、承認することに異議ありませんか。

（「異議なしの声」あり）

**【議 長】**

異議なしと認めます。従いまして、阿波市長から諮問のありました、第6号議案 地域計画の変更に係る意見聴取については、承認し、変更については、「適当」との意見を付し、市長に提出することに決定しました。

**【議 長】**

引き続き、報告事項について、事務局の説明を求めます。

○事務局（植原） それでは、報告第1号 使用貸借による解約書について、ご報告いたします。議案書 7ページをお開きください。今月は、4件4筆の解約届がございました。内訳としましては、利用集積計画による使用貸借の解約が、4件4筆となっております。

続きまして、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書について、ご報告いたします。議案書は、8ページから9ページまでとなります。今月は、4件9筆の合意解約通知書が出されております。内訳としましては、利用集積計画による貸借の解約が、4件9筆となっております。

以上、報告とさせていただきます。

**【議 長】**

報告について以上でございますが、質疑もしくは、ご意見はありませんか。

（「質疑等なしの声」あり）

**【議 長】**

なければ、以上をもちまして、令和7年第11回阿波市農業委員会総会を閉じることといたします。

なお、次回の総会につきましては、令和7年12月24日（水曜日）午後1時30分から、本庁3階大会議室での開催予定としております。よろしくお願いいたします。

（終了時間 午後2時10分）

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名・捺印する。

令和 7年 月 日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員